

合意書

株式会社ホワイトプラス（以下、甲という）と、適格消費者団体 特定非営利法人 消費者機構日本（以下、乙という）は、下記事項につき合意する。

記

第1条 甲と乙は、乙の申し入れの趣旨とそれに対する甲の回答が別紙の通りであることを確認し、甲は回答内容に従った対応を行うことを約する。又、甲は、提携クリーニング業者に対してもその対応について周知徹底をすることを約する。

第2条 乙が本合意書の履行内容を確認する為に、甲に対してその確認のための協力を求めた時には、甲は、必要な協力を行うものとする。

第3条 甲が前掲第1条に違背したことが判明した場合は、乙は甲の違背行為について、乙のウェブサイトに掲載して公表する。

第4条 甲および乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲及び乙は、本合意書を2通作成の上、各書面に記名・押印の上、各自がそれぞれ一通を保管する。

2020年5月12日

甲) 東京都品川区西五反田 7-20-9
KDX 西五反田ビル 8階
株式会社ホワイトプラス
代表取締役社長 井上 孝之

乙) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6階
適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 佐々木 幸孝

別紙

1. 利用規約

	申入れの趣旨(条番号は申入れ時点のもの)	回答
申入れ事項①	4条 プレミアム会員 4. ○会費は一切返金いたしません。とした文言を削除することを求めます。	以下の条文中に修正 4条 プレミアム会員 9. 会費は、返金いたしません。ただし、別紙5「プレミアム会員(年会費プラン)規約」3.ただし書きの場合を除きます。 中途解約に基づく会費の返金については、別紙5「プレミアム会員規約」3に定めた。
申入れ事項②	第9条 禁止事項1(8) ○後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けたことのみを理由として事業者に解除権を付与する条項の削除を求めます。	削除
申入れ事項③	第10条 本サービスの停止等 3 ○当社が行った措置に起因して会員又は第三者に生じた損害について一切の責任を負わないとした条項の削除を求めます。	削除

2. 別紙1 クリーニング利用規約

	申入れの趣旨(条番号は申入れ時点のもの)	回答
申入れ事項④	第2条 取扱いの範囲2 会員が取扱除外品のクリーニングを依頼したことにより会員に発生した損害について、一切の責任を負わないものとし、会員は、これにより提携クリーニング業者又は当社その他の第三者に生じた一切の損害を賠償するものとした条項の削除を求めます。	削除
申入れ事項⑤	第2条 取扱いの範囲 3 会員は、依頼品に事故が発生した場合、別紙1「賠償基準」に則り賠償金額が決定され、1注文あたり10万円、1点あたり5万円が賠償金額の上限となることを認識し、予めこれを承諾するものとした条項の削除を求めます。	以下の条文中に修正 第2条 取扱いの範囲1 取扱い除外品(1)を追加 (1)購入金額が1点当たり50万円超の品 第2条 取扱いの範囲 2 会員は、依頼品に事故が発生した場合、別紙2「賠償基準」に則り賠償基準が決定されることを承諾するものとします。 別紙2 賠償基準 第4条 賠償額の算定2(7)を追加 (7)前各号の規定にかかわらず、会員が、クリーニング利用規約第2条第1項第1号の定め反して、購入価格が1点当たり50万円超の品のクリーニングを依頼し、当該依頼品が事故にあった場合は、50万円(税込)を再取得価格として、賠償額を算定します。
申入れ事項⑦	第7条 保証の否認及び免責 2. 提携クリーニング業者は、当該返却対象となった依頼品の保管状況に関して、一切の責任を負わないものとする条項の削除を求めます。	以下の条文中に修正 第7条 保証の否認及び免責 2. 会員は、依頼品の傷、綻び、小さな穴等はクリーニング中に拡大してしまうことがあることを予め認識し、集荷前に適切な点検・確認をするものとします。会員は、傷等が検品時に見つかり、各種事故に繋がることが予見される場合、工程途中でであっても依頼品が返却される場合があることに予め同意します。
申入れ事項⑧	第7条 保証の否認及び免責 3 提携クリーニング業者は、返却対象の依頼品の保管状態に関しましては、一切の責任を負わないものとしますとする条項の削除を求めます。	以下の条文中に修正 第7条 保証の否認及び免責 3 提携クリーニング業者は、縮み、色抜け、風合い変化が生じてしまった依頼品や第三者が不適切なクリーニングを行ったこと、依頼品の性質などに起因して不具合が生じてしまった依頼品が検品時に発覚した場合、提携クリーニング業者は依頼品を会員の費用で返却できます。
申入れ事項⑨	第7条 保証の否認及び免責 14 責任の所在の断定が難しい場合においては、責任所在不明とし、提携クリーニング業者は、当該商品の返却のみを行うものとし、返却以外に一切の責任を負わないものとしますとした条項の削除を求めます。	削除
申入れ事項⑩	第7条 保証の否認及び免責 20 裁判所の判断よりも、当該会員が当該損害の発生までに支払った本サービスの利用料金の総額を上限として損害賠償責任を負うものとした条項の削除を求めます。	削除

3. 別紙2 賠償基準

申入れの趣旨 (条番号は申入れ時点のもの)		回答
申入れ事項⑪	第3条(賠償条件)(4) 賠償額の上限を設定した条項の削除を求めます。	削除

5. 別紙4 リネット安心保証 適用規則

申入れの趣旨 (条番号は申入れ時点のもの)		回答
申入れ事項⑫	3.(1)~(3) 賠償金額の上限を求める条項は削除することを求めます。	以下の条文中に修正 3. プレミアム会員は事故発生時に、依頼品の再取得価格が1点10万以下の場合に限り、通常価格とは異なる以下の補償を受けることができます。なお依頼品の再取得価格が1点10万円を超える場合は、プレミアム会員は、別紙2「賠償基準」に準拠した補償を受けることができます。

6. 別紙5 プレミアム会員(年会費プラン)規約

申入れの趣旨 (条番号は申入れ時点のもの)		回答
申入れ事項⑬	3. 10.(1) 11. 一切返金しないとする旨の条項の削除を求めます。	以下の条文中に修正 3. プレミアム会員(年会費プラン)の年会費は返金いたしません。ただし、プレミアム会員(年会費プラン)が、年会費プラン解約時に返金手続に必要な情報を当社に通知し返金手続を行った場合には、年会費から経過した月数分(1ヶ月未満の日数は1ヶ月に切り上げます)の会費(年会費を年会費プラン適用期間の月数で割った額に経過月数をかけた額)と年間ケアパスの使用済み分を控除した額を返金いたします。 10.(1) プレミアム会員(年会費プラン)の登録解除の申込みをすると、即時にプレミアム会員(年会費プラン)の登録が解除され、「年間ケアパス」とスタンプカードは失効します。この場合、当社はこれらの失効に関する返金義務および賠償義務を含む一切の責任を負わないものとします。(下線部削除) 11. リネットを退会した場合その他利用契約が終了した場合、契約期間満了日前に、プレミアム会員(年会費プラン)の会員ステータスは消失し、「年間ケアパス」とスタンプカードは消失します。会員は、「年間ケアパス」を、換金、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。